

掲示期間: R3.9.29 ~10.13

令和3年度（後期） サークル用入構許可申請手続 について

本学では、交通の安全、教育・研究の環境保持並びに駐車場の円滑な使用を図るため、交通規制を実施しております。

サークル交通担当者は、サークルに所属している学生で自動車の使用を希望する者について、学生自治会に対し、申請手続を行ってください。

【注意】サークル入構許可書はサークルの物品を搬入する際などに使用するために一時的に許可しているもので、通学には使用できません。

1. 申請受付期間

令和3年9月29日（水）～令和3年10月13日（水）17:00まで

※期間後は、一切受付しませんので、注意してください。

2. 許可期間

令和3年度後期 ※令和3年10月～令和4年3月末まで

3. 駐車場所

・駐車場①（武道場横）

4. 申請方法

各サークル交通担当者は、サークル用入構許可申請者を取りまとめ、学生自治会へ申請手続を行ってください。

なお、現在、サークル用入構許可を受けておらず、新規に許可を希望する場合は、事前に、学生自治会から本制度の概要・手続等について説明を受け、趣旨を理解したうえで申請してください。

【小樽商科大学 学生自治会HP】<https://sites.google.com/site/welcomeouc2013/>



5. 許可証の発行

学生自治会がサークル用入構許可申請を取りまとめ、学生支援課にて検討後、学生自治会を通じて許可証を発行します。なお、許可台数と許可証の交付時期については、配分台数が確定次第、サークル交通担当者に通知します。

注1：駐車場スペースが限定されている現状からして、必ず許可を受けられるとは限らないことを承知おきください。

注2：本制度は、学生自治会の管理のもと、各サークルに対し、特別に入構許可を与えるものです。
サークル許可制度及び本学交通規制を十分理解したうえで申請してください。

学生支援課学生支援係

TEL：0134-27-5245／e-mail：g-shien@office.otaru-uc.ac.jp